

職員の専門資格手当に関する規程

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の専門資格手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第30条の12第3項及び第33条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に勤務する職員の専門資格手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の決定)

第2条 専門資格手当は、事業場ごとに手当の支給を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに給与規程第30条の12第1項第1号及び第2号に該当するか確認し、該当する場合には、給与規程第30条の12第2項に規定する額を月額として支給する。

(支給要件)

第3条 専門資格手当は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に支給するものとする。

- (1) 常勤の職員にあっては、月の初日から末日までの間において地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第45条に規定する週休日及び同規則第46条に規定する休日を除いた日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、給与規程第30条の2第1項第2号に掲げる職務を行う日、同規程第32条第1項の規程の適用を受ける日及び就業規則第52条（契約職員にあっては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第12条第3項）の規定による療養休暇（同条に規定する、その他の傷病の場合にあっては通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病に限る。）を承認された日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となる場合とする。
- (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則（以下「再雇用職員等就業規則」という。）第3条第2号、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則（以下「定年前再雇用短時間勤務職員就業規則」という。）第3条及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則（以下「任期付職員就業規則」という。）第4条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち給与規程第30条の12第1項第2号に掲げる職務を行う日、給与規程第32条第1項の規定の適用を受ける日並びに任期付職員就業規則第13条第7項による療養休暇、再雇用職員等就業規則第10条第9項による療養休暇（その他の傷病の場合にあっては通勤による傷病に限る。）及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第8条第7項による療養休暇（その他の傷病の場合にあっては通勤による傷病に限る。）を承認された時間の合計が、その月の短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となる場合とする。
- (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同規程第33条第1項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに地方独立行政法人神奈川県立病院機構短時間正

規職員に関する規程第4条第1項及び第2項の規定により短時間勤務をしている職員（以下「短時間正規職員」という。）にあつては、月の初日から末日までの間において勤務を要する日における育児短時間勤務職員等又は短時間正規職員として勤務を要する時間のうち給与規程第30条の12第1項第2号に掲げる職務を行う日、給与規程第32条第1項の規定の適用を受ける日及び就業規則第52条の規定による療養休暇（同条に規定するその他の傷病の場合にあつては通勤による傷病に限る。）を承認された時間の合計が、その月の育児短時間勤務職員等又は短時間正規職員として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となる場合とする。

- 2 前項の規定によって手当の支給要件を備えているものであつても、月の中途において、採用、配置換え等（死亡の場合を除く。）の異動があつた者については、その月の専門看護師等の職務を行う職についていた日数に応じて日割計算によって手当を支給する。

（支給方法）

第4条 専門資格手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（実施規定）

第5条 この規程に定めるもののほか、専門資格手当に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。